

令和3年3月

**第116回丹波市議会定例会議案書**

**追加議案（令和3年3月26日）**

議案第51号

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例(令和2年丹波市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び令和2年度分」を「、令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第2号中「前年」を「令和元年」に改める。

第3条第2項及び第3項中「前年」を「令和元年」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和3年度分の国民健康保険税に係る対象保険税額の減免については、前条第2号、第2項及び前項並びに次条第2項中「令和元年」とあるのは「令和2年」と読み替えるものとする。

第4条第2項中「前年」を「令和元年」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するものにあっては令和3年3月31日までに減免申請書を市長に提出しなければならない。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項ただし書中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例（令和2年丹波市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び令和2年度分」を「、令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第2号中「前年」を「令和元年」に改め、同条第3号中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の右に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加える。

第3条第2項及び第3項中「前年」を「令和元年」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和3年度分の介護保険料に係る対象保険料額の減免については、前条第2号並びに第2項及び前項中「令和元年」とあるのは「令和2年」と、第2項の表中「200万円」とあるのは「210万円」と読み替えるものとする。

第5条に次の1項を加える。

2 令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものにあっては令和3年3月31日までに減免申請書を市長に提出しなければならない。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項ただし書中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。